

岐阜県公報

第 五 百 二 十 九 号
令和 六 年 九 月 二 十 七 日
(金曜日)

目 次

規 則

告 示

○岐阜県看護学生修学資金貸付規則

(医療福祉連携推進課) 三八三^{ページ}

○土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

(環境管理課) 四〇九
(地域福祉課) 四〇九

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(同) 四〇九

○指定医療機関の廃止の届出

(同) 四一〇

○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出

(同) 四一〇

○指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 四一一

○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 四一一

○指定施術機関の所在地等の変更の届出

(同) 四一二

○道路の区域変更

(道路維持課) 四一二

正 誤

○岐阜県の人事行政の運営等の状況中訂正

(人事課) 四一二

規 則

岐阜県看護学生修学資金貸付規則をここに公布する。

令和 六 年 九 月 二 十 七 日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県看護学生修学資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内の看護師及び准看護師の確保を図るため、県内の看護師養成所(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)(第二十一条第三号に規定する知事の指定した看護師養成所をいう。以下同じ。)(又は准看護師養成所(法第二十二条第二号に規定する知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。))に在学する者に対し、修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに關しては、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象者)

第二条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 県内の看護師養成所又は准看護師養成所の第二学年以上の学年に在学していること。

二 修学資金の貸付けを受けようとする月の属する年度の前年度の学業成績が優秀であること。

三 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める意思を有すること。
イ 看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師又は看護師の業

務に従事する意思

ロ 准看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に従事する意思

2 前項の規定にかかわらず、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受け、又は受けようとする者は、修学資金の貸付けを受けることができない。

3 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

(修学資金の貸付額及び貸付期間)

第三条 修学資金の貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 看護師養成所に在学する者に対して貸し付ける修学資金（以下「看護師修学資金」という。） 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 看護師養成所の設置者が国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）である場合 月額三万二千元

ロ 看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合 月額三万六千元

二 准看護師養成所に在学する者に対して貸し付ける修学資金（以下「准看護師修学資金」という。） 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 准看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体である場合 月額一万五千元

ロ 准看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合 月額二万二千元

2 修学資金を貸し付ける期間は、在学する看護師養成所又は准看護師養成所の課程の正規の修業年数から一年を控除した年数を超えることができない。

(修学資金の利息)

第四条 修学資金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 在学証明書

二 看護師養成所又は准看護師養成所の長の推薦書（別記第二号様式）

三 戸籍抄本

四 連帯保証人の印鑑証明書

五 その他知事が必要と認める書面

(貸付けの決定)

第六条 知事は、修学資金貸付申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第三号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（別記第四号様式）によるものとする。

3 修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、これを受け取った日から起算して二十日以内に誓約書（別記第五号様式）及び口座振替申出書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、一人の保証人を立てれば足りる。

2 修学生が未成年者である場合には、保証人のうち一人は、その者の法定代理人でなければならぬ。ただし、保証人として適当である法定代理人がいなるときは、この限りでない。

(修学資金の交付)

第八条 修学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に交付する。

ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

一 四月から九月までの月の分 十月

二 十月から翌年三月までの月の分 同年一月

(借用証書)

第九条 修学生は、修学資金の交付を受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(届出)

第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第八号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

一 氏名、住所又は看護師養成所若しくは准看護師養成所を変更したとき。

- 二 退学しようとするとき。
- 三 疾病、負傷その他の理由により、修学を継続する見込みがなくなったとき。
- 四 休学し、又は退学者しくは停学の処分を受けたとき。
- 五 復学したとき。
- 六 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
- 七 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
- 八 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- 2 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
 - 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 前項第六号に該当するとき。
 - 三 修学資金の貸付けを受けて修学した看護師養成所又は准看護師養成所（以下「修学資金利用養成所」という。）を卒業したとき及び修学資金利用養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に修学資金利用免許（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては看護師の免許を、准看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては准看護師の免許をいう。以下同じ。）を取得したとき。
 - 四 県内において看護職員の業務（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては保健師、助産師又は看護師の業務を、准看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事し始めたとき及び従事しなくなったとき。
 - 五 県内において看護職員の業務に従事している場合において、従事する場所を変更したとき。
 - 3 借受人は、毎年四月一日に県内において看護職員の業務に従事しているときは、同日における従事の状況を同月三十日まで知事に報告しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
 - 4 前項の規定による報告は、従事状況報告書（別記第九号様式）に従事証明書（別記第十号様式）又はこれに相当する書面を添えて行うものとする。
 - 5 保証人は、修学生又は借受人が死亡したときは、その事実を証する書面を添えて、

- 直ちに知事に届け出なければならない。
- （貸付けの決定の取消し等）
- 第十一条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。
- 一 退学したとき。
 - 二 疾病、負傷その他の理由により、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - 三 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
 - 四 前条第一項第七号に該当するとき。
 - 五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - 六 死亡したとき。
 - 七 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
 - 2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。
- （修学資金の返還）
- 第十二条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間（前条第二項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間がある場合にあつてはその期間に相当する期間を除き、第十七条第一項の規定により返還債務の履行が猶予された期間がある場合にあつてはその期間に相当する期間を加えた期間）内に修学資金を一括して、又は分割して返還しなければならない。
- 一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
 - 二 修学資金利用養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に修学資金利用免許を取得しなかったとき。
 - 三 修学資金利用免許を取得した後、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事しなかったとき。
 - 四 修学資金利用免許を取得し、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事した後、死亡し、又は県内において看護職員の業務に従事しなくなったとき（次条各

号に掲げる場合を除く。)

2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

3 借受人は、修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書(別記第十二号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第十三条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務(履行期が到来していないものに限る。)の全部を免除する。

一 借受人が修学資金利用免許を取得した後、次に掲げる期間を除き遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始め、かつ、これらの期間を除き引き続き五年間県内において看護職員の業務に従事したとき。

イ 次に掲げる学校等(看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては、(1)から(4)まで及び(8)に掲げる学校等)に在学する期間

(1) 法第十九条第一号に規定する文部科学大臣の指定した学校

(2) 法第十九条第二号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所

(3) 法第二十条第一号に規定する文部科学大臣の指定した学校

(4) 法第二十条第二号に規定する都道府県知事の指定した助産師養成所

(5) 法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定した大学

(6) 法第二十一条第二号に規定する文部科学大臣の指定した学校

(7) 法第二十一条第三号に規定する都道府県知事の指定した看護師養成所

(8) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院の保健師、助産師又は看護師の業務に関する専門知識の修得を目的とする修士課程若しくは博士課程又はこれらと同等以上と認められる国外の大学院の課程

ロ 疾病、負傷その他のやむを得ない理由により県内において看護職員の業務に従事することができなかった期間

二 借受人が修学資金利用免許を取得した後、前号イ及びロに掲げる期間を除き遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始め、かつ、これらの期間を除き引き続き県内において看護職員の業務に従事し、五年を経過する前に、看護職員の業務により死亡し、又は看護職員の業務に起因する疾病、負傷その他のやむを得ない理由

により看護職員の業務に従事することができなくなったとき(再び従事することができる見込みがある場合を除く。)

(返還債務の裁量免除)

第十四条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは(前条各号のいずれかに該当するときは除く。)は、貸し付けた修学資金の返還債務(履行期が到来していないものに限る。)の全部又は一部を免除することができる。

一 修学資金の貸付けを受けた期間(二年に満たない期間があるときは、その期間を一年とする。)に相当する期間以上県内において看護職員の業務に従事したとき。

二 死亡、疾病、負傷その他のやむを得ない理由により修学資金を返還することができなくなったとき。

2 前項第一号に該当して返還債務を免除する場合における免除することができる返還債務の額は、県内において看護職員の業務に従事した期間を五年に相当する期間で除して得た数(この数が一より大きい場合は、一)に貸付けを受けた修学資金の額を乗じて得た額から履行期が到来している返還債務の額を控除した額(この額が零円に満たない場合は、零円)を超えることができない。

(返還免除の申請)

第十五条 前二条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人は、修学資金返還免除申請書(別記第十三号様式)に次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 在職証明書(別記第十四号様式)又はこれに相当する書面

二 第十三条各号又は前条第一項各号に掲げる事由に該当することを証する書面(返還免除の決定)

第十六条 知事は、修学資金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金返還免除決定通知書(別記第十五号様式)又は修学資金返還免除不承認決定通知書(別記第十六号様式)によるものとする。

(返還の猶予)

第十七条 知事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 借受人が第十一条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後、引き続き修学資金利用養成所に在学している場合 当該引き続き在学している期間

二 借受人が修学資金利用免許を取得した後、第十三条第一号イ(1)から(8)までに掲げる学校等(看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては、同号イ(1)から(4)まで及び(8)に掲げる学校等)に在学している場合、当該在学している期間

三 借受人が県内において看護職員の業務に従事している場合、当該従事している期間

四 疾病、負傷その他のやむを得ない理由により借受人が修学資金を返還することが困難であると認められる場合、当該理由がなくなるまでの期間

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、修学資金返還猶予申請書(別記第十七号様式)に前項各号に掲げる事由に該当することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十八条 知事は、修学資金返還猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金返還猶予決定通知書(別記第十八号様式)又は修学資金返還猶予不承認決定通知書(別記第十九号様式)によるものとする。

(延滞利息)

第十九条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息(その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて。)を支払わなければならない。

(雑則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸付申請書

月額					円							
貸付期間及び貸付申請額			年		月から		年		月まで			
			総額						円			
本 人	ふりがな				養成所名等	所属する学年					年	
	氏 名											
	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)										
	入学年月	年 月			卒業予定 年 月	年 月						
	現住所及び 電 話 番 号	〒 () - 携帯電話 -										
	帰省先住所 及び電話番号	〒 () -										
	メー ル ア ド レ ス	携帯メール： P C メール：										
添 付 書 類		1 在学証明書 2 看護師養成所又は准看護師養成所の長の推薦書（第2号様式） 3 戸籍抄本 4 連帯保証人の印鑑証明書（※連帯保証人欄の㊟と同様） 5 その他（ ）										
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。 なお、私は、将来、岐阜県内において保健師、助産師又は看護師の業務（准看護師養成所に在学する者にあつては、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務）に従事する意思があることを申し添えます。 年 月 日 申請者氏名 岐阜県知事 様												

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県看護学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。

なお、破産宣告は受けておりません。

年 月 日

岐阜県知事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	㊞	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	
	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	㊞	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

第2号様式(第5条関係)

推 薦 書

学 年

氏 名

生年月日

住 所

上記の者は、下記のとおり成績が優秀であることから、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受ける者として推薦します。

記

- 1 GPAによる学年順位が上位1/2以上 (順位: 人中 位/数値:)
- 2 平均成績による学年順位が上位1/2以上 (順位: 人中 位/数値:)
- 3 その他の指標による学年順位が上位1/2以上
(指標: /順位: 人中 位/数値:)
- 4 1～3を満たさないが、推薦する場合
①判断の参考とした1～3の指標と順位、数値
(指標: /順位: 人中 位/数値:)
②推薦理由

(

)

以上

岐阜県知事 様

年 月 日

養成所名

所在地

職・氏名

※ 1 から 4 までのいずれか一つを記入すること。

※ 職・氏名の欄には、看護師養成所又は准看護師養成所の長が署名してください。

第3号様式（第6条関係）

修学資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けをすることに決定しましたので、岐阜県看護学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。なお、この通知書を受け取った日から起算して20日以内に誓約書（第5号様式）及び口座振替申出書（第6号様式）を提出してください。

記

貸 付 決 定 番 号	第 号	
貸 付 金 額	総額	円
月 額		円
貸 付 期 間	年 月～	年 月
貸 付 金 の 交 付 時 期 等	1 回 目	2 回 目
	年 月	年 月
	円	円
備考		

第4号様式（第6条関係）

修学資金貸付不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の貸付けについては、
下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県看護学生修学資金貸付規則第6条第1項
の規定により通知します。

記

理 由

第5号様式（第6条関係）

誓 約 書

私は、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受ける修学生としての自覚と誇りを持ち、学業に専念することを誓います。

また、将来は、岐阜県内において保健師、助産師又は看護師の業務（准看護師養成所に在学する者にあつては、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務）に従事することを誓います。

年 月 日

氏 名

貸付決定番号 第 号

岐阜県知事 様

※ 氏名は、自署すること。

第6号様式(第6条関係)

口座振替申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県看護学生修学資金の交付について、下記の口座を指定しますので、口座振替の方法による支払いをお願いします。

記

区 分	☐ 新規		☐ 変更	
氏 名	カナ			
	漢字			
貸付決定番号	第 号			
養 成 所 名				
養成所所在地				
住 所	郵便番号			
電 話 番 号				
振 替 口 座	金融機関名	☐ 銀行 / ☐ 金庫 / ☐ 組合		
	店舗名	☐ 本店 / ☐ 支店 / ☐ 出張所		
	預金種目	☐ 普通 / ☐ 当座 / ☐ 貯蓄 / ☐ その他 (別段等)		
	口座番号			
	口座名義	カナ		
		漢字		

※ 国内に本店をおく金融機関に限る。

※ 口座振込不能防止のため、預金通帳表紙の裏面のコピーなど、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義を確認することができるものを添付すること。

第 7 号様式（第 9 条関係）

修学資金借用証書	
借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月
養 成 所 名	
上記のとおり借用しました。 年 月 日 住 所 氏 名 貸付決定番号 第 号 岐阜県知事 様	

第 8 号様式 (第 1 0 条関係)

届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 (本人) 住所
氏名
連絡先 (電話番号)
貸付決定番号 第 号
保健師籍 厚生労働省 第 号
助産師籍 厚生労働省 第 号
看護師籍 厚生労働省 第 号
准看護師籍 (都道府県名) 第 号

岐阜県看護学生修学資金貸付規則第 1 0 条 { 第 1 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。
{ 第 2 項 }

記

届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	
届 出 内 容	

※ 届出内容の欄に記載する事実を証する書面を添付すること。

第9号様式（第10条関係）

従 事 状 況 報 告 書

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人（本人）住所

氏名

連絡先（電話番号）

貸付決定番号 第 号

保健師籍 厚生労働省 第 号

助産師籍 厚生労働省 第 号

看護師籍 厚生労働省 第 号

准看護師籍（都道府県名）第 号

岐阜県看護学生修学資金貸付規則第10条第3項の規定により、岐阜県内において 保健師
・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師 の業務に従事していることを報告します。

なお、従事先は、下記のとおりです。

記

従事先	名 称	
	所 在 地	

- ※ 毎年4月1日現在の状況について記載すること。
- ※ 「保健師・助産師・看護師・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。
- ※ 従事証明書（第10号様式）又はこれに相当する書面を添付すること。

第10号様式（第10条関係）

従 事 証 明 書

年 月 日

岐阜県知事 様

医療機関等名
所在地
代表者名
電話番号

下記の者は、 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師 として、従事していることを証明します。

記

氏 名	
保 健 師 籍	厚生労働省 第 号
助 産 師 籍	厚生労働省 第 号
看 護 師 籍	厚生労働省 第 号
准 看 護 師 籍	（都道府県名）第 号

※ 「保健師・助産師・看護師・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。

第11号様式（第12条関係）

修学資金返還明細書				
返 還 金 額	総額 円			
返 還 方 法	1 一括払い 2 その他 ()			
返 還 開 始 時 期	年 月 から		返 還 回 数	回
1 回 の 返 還 額	第 1 回	円	第 2 回 以 降	円
返 還 理 由	岐阜県看護学生修学資金貸付規則第12条第1項第 号該当			
この資金を借用し 修学した期間	年 月 ～ 年 月 (か月)			
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金を返還します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 貸付決定番号 第 号 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号				

第 1 2 号様式 (第 1 2 条関係)

修学資金返還方法変更承認申請書			
返 還 金 額	総額 円		
返 還 方 法	現在	1 一括払い 2 その他 ()	
	今後	1 一括払い 2 その他 ()	
返 還 金 額 の 算 出	借 受 金 額	円	
	既 返 還 額	円	
	既 免 除 額	円	
	返還方法変更後の返還金額	円	
変更後の返還開始時期	年 月 から	変 更 後 の 返 還 回 数	回
変更後 1 回の返還額	第 1 回 円	第 2 回 以 降	円
変 更 し よ う と す る 理 由			
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 貸付決定番号 第 号 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号			

第 13 号様式 (第 15 条関係)

修学資金返還免除申請書			
免除申請金額	円		
免除申請理由	1. 岐阜県看護学生修学資金貸付規則第 13 条第 号に該当 2. 岐阜県看護学生修学資金貸付規則第 14 条第 1 項第 号に該当 3. その他 ()		
借受金額	円	既返還額	円
既免除額	円	返還額	円
理由発生年月日	年 月 日		
免許取得年月日	年 月 日		
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借受人住所 氏 名 電話番号 貸付決定番号 第 号			

在 職 し た 医 療 機 関 等		
在職期間	在職した医療機関等	
年 月から 年 月まで	医療機関等名 所 在 地	電話番号 () —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 所 在 地	電話番号 () —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 所 在 地	電話番号 () —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 所 在 地	電話番号 () —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 所 在 地	電話番号 () —
合 計	年 か月	

※ 「免除申請理由」欄は、該当するものの数字に○を付けること。

※ 「在職した医療機関等」欄には、免許取得後在職した医療機関等を全て記入すること。

※ 次の書面を添付すること。

- ① 在職証明書（第 1 4 号様式）又はこれに相当する書面
- ② 死亡又は退職の理由及び年月日を証する書面
- ③ その他知事が必要と認める書面

第14号様式（第15条関係）

在 職 証 明 書

年 月 日

岐阜県知事 様

医療機関等名
所在地
代表者名
電話番号

保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師 として、下記のとおり在職したことを証明します。

記

氏 名	
在 職 期 間	年 月 から 年 月 まで
休 職 期 間	年 月 から 年 月 まで
	(休職理由)

- ※ 在職した医療機関等が複数になる場合には、医療機関等ごとに作成・提出すること。
※ 「保健師・助産師・看護師・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。

第 1 5 号様式 (第 1 6 条関係)

修学資金返還免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の免除
については、下記のとおり免除することに決定しましたので通知します。

記

貸 付 決 定 番 号	第 号
貸 付 金 額	円
貸 付 期 間	
免 除 金 額	円
備 考	

第 1 6 号様式 (第 1 6 条関係)

修学資金返還免除不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の免除については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

理 由

第 1 7 号様式 (第 1 7 条関係)

修学資金返還猶予申請書				
猶 予 申 請 金 額	円			
猶 予 申 請 期 間	年 月 日	から	年 月 日	まで
猶 予 申 請 理 由	1. 在学 2. 県内就業 3. 疾病・負傷 4. 災害 5. 育休 6. その他()			
この資金を借用 し修学した期間	年 月 ~ 年 月			
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円	
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円	
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 貸付決定番号 第 号				

※ 返還の猶予を受けることができる事由に該当することを証する書面を添付すること。

第 18 号様式 (第 18 条関係)

修学資金返還猶予決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付で申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり猶予することに決定しましたので通知します。

記

貸付決定番号

第 号

返還猶予金額

円

返還猶予期間

年 月 日から 年 月 日まで

返還期限

年 月 日

備考

第 1 9 号様式 (第 1 8 条関係)

修学資金返還猶予不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

理 由

告 示

岐阜県告示第三百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

各務原市川崎町一番一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

岐阜県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
ユニファーマシアル エント薬局 大垣市大井二丁目四番二 令和 六・七・一

イマオ調剤薬局	海津市平田町今尾七九一六	同
平田調剤薬局	海津市平田町幡長五六六	同
サン調剤薬局 脛永店	揖斐郡揖斐川町脛永二五七五―二	同
粕川調剤薬局	揖斐郡揖斐川町黒田四四二	同
かなもり内科・消化器内科クリニック	大垣市墨俣町墨俣五四四番地一	令和 六・八・一
りんどう薬局	羽島郡岐南町伏屋四丁目六四番地	同

岐阜県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社カイン ドライフ	岐阜市月ノ会町一丁目一二番地	訪問看護ステーション 悠ライ	大垣市禾森町三丁目二一〇二番地二	令和 六・七・一
合同会社 Think Body Japan	愛知県名古屋市中区六野一―二一ニズミッドキャピタルタワー二九〇	Life Up ション可児	可児市広見六一五	令和 六・八・一

株式会社 S L C
愛知県一宮市木曾 訪問看護 あさ
川町黒田字北宿二 町一九〇〇―七五
の切七二 ファース小網二 同
〇八号室

岐阜県告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 福寿会石井 医院	郡上市白鳥町白鳥四〇五	令和 四・ 四・一〇
東濃クリニク	瑞浪市松ヶ瀬町二一五七一	令和 六・ 四・三〇
船 坂 薬 局	高山市国府町広瀬町九三六	令和 六・ 五・一五
柴 崎 内 科	各務原市那加柄山町一〇三二五	令和 六・ 五・三一
高 橋 歯 科 医 院	安八郡神戸町神戸四三六一	同
山 崎 眼 科 医 院	高山市石浦町六一三八一	令和 六・ 六・三〇
ライン調剤薬局倉知店	関市倉知八三〇番	同
ユニファーマシイアル エント薬局	大垣市大井二丁目四四一五	同
株式会社中部メディア ルサービス イマオ調 剤薬局	海津市平田町今尾七九一六	同

平田調剤薬局 海津市平田町幡長五六六番地 同
サン調剤薬局 腰永店 揖斐郡揖斐川町腰永二五七五―二 同
粕川調剤薬局 揖斐郡揖斐川町黒田四四二 同
クオール薬局 恵那武 恵那市武並町竹折一〇八七一 令和 六・ 七・ 九
並店

岐阜県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその名称及び所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者 等の名称	訪問看護事業者等 の主たる事務所の 所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 年 月 日
社会福祉法人和 光会	岐阜市寺田七丁目 九五番地	新 訪問看護ステーション 和光 北方	本巣郡北方町 柱本三丁目九 〇番地メデ イコート北方 二階	令和 六・七・一
		旧 訪問看護ステーション 北方	本巣郡北方町 柱本三丁目九 〇番地メデ イコート北方 二階	

岐阜県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

新 おおがきメディカルケア株式会社
旧 株式会社ゲンキ

新 大垣市和合新町一丁目八九番地一〇一
旧 大垣市和合新町一丁目二四七番地六

訪問看護

訪問看護ステーションも

大垣市和合新町一丁目八九番地

令和六・八・一

同 同

同 同

介護予防訪問看護

同

同

同

岐阜県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所

指 定 年 月 日

高 田 奈 々 院 なごみ。鍼灸整骨院 各務原市那加新那加町五一

令和六・七・一

伊 藤 考 道 たかす治療院 海津市海津町高須町八三七番地一

令和六・七・七

後 藤 康 仁 みのり鍼灸マッサージュ院 瑞穂市祖父江四六一二 アイボリーシャトー一〇二

令和六・七・五

後 藤 康 仁 みのり鍼灸マッサージュ院 恵那市山岡町馬場山田六二七一

同

森 田 将 光 もりた鍼灸接骨院 不破郡垂井町表佐一五九番地の三

令和六・八・六

岐阜県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関からその所在地等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 変更年月日

船坂昭宏 新ふな鍼灸整骨院 羽島郡岐南町徳田三丁目二七一四 令和五・四・二〇
旧ふな整骨院

岐阜県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年九月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			別	ル	ル	

県道	長務原線	前	後
	岐阜市野一色七丁目一五番八地先から同市琴塚二丁目七番一六地先まで	一〇・〇 二・九	一〇・〇 二・三
		二六・四	二六・四

岐阜県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年九月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	岐阜県南線	瑞穂市美江寺字中島八一一番一地先から同市田之上字坂巻一五一番一地先まで	前 五・五 一〇・〇	後 五・五 一〇・〇	七六・六 七六・六	県道井中島曾美江寺と大垣線重用

○正 誤
(原稿誤り)

平成三十年九月二十八日号外(一) 岐阜県の人事行政の運営等の状況四六頁の表中

教育委員会	2,789	は	教育委員会	1,462	の
-------	-------	---	-------	-------	---

合 計	5,885	は	合 計	4,558	の 離 れ
-----	-------	---	-----	-------	-------

(原稿誤り)

令和元年九月三十日号外(一) 岐阜県の人事行政の運営等の状況四六頁の表中

教育委員会	2,876	は	教育委員会	1,494	の
-------	-------	---	-------	-------	---

合 計	6,067	は	合 計	4,685	の 離 れ
-----	-------	---	-----	-------	-------

令和六年九月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社